

伊勢原市特定健康診査等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）及び伊勢原市国民健康保険特定健康診査等実施計画に基づき実施する特定健康診査及び特定保健指導並びに健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）第4条の2第4号の規定に基づき実施する一般健康診査について、必要な事項を定めるものとする。

(特定健康診査の対象者)

第2条 特定健康診査の対象者は、特定健康診査の受診日において本市の国民健康保険被保険者であって、当該年度の末日において40歳以上の者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は、対象としない。

- (1) 特定健康診査を受診しようとする年度において他の医療保険者が実施する特定健康診査を受診した者又は受診する予定のある者
- (2) 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「省令」という。）第1条第1項に規定する妊産婦その他厚生労働大臣が定める者

(一般健康診査の対象者)

第3条 一般健康診査の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 一般健康診査の受診日において本市に住所を有する者で、後期高齢者医療被保険者であるもの
- (2) 一般健康診査の受診日において生活保護法（昭和25年法律第144号）による公の扶助を受けている者で、当該年度の末日において40歳以上のもの

(特定健康診査等の実施方法)

第4条 特定健康診査等（第1条の規定に基づく特定健康診査及び一般健康診査をいう。以下同じ。）は、法第28条の規定により市内及び市外の病院又は診療所（以下「健診実施機関」という。）の一部に委託する方法により行うものとする。

2 特定健康診査等の実施期間については、市長が別に定める。

3 特定健康診査等を受診することができる回数は、同一年度において1回とする。

(特定健康診査等の検査項目)

第5条 特定健康診査等のうち、第2条及び第3条に規定する者の検査項目は、省令第1条第1項第1号から第9号までに規定する検査項目とする。ただし、省令第1条第1項第10号に規定する詳細な検査項目は、医師が必要と認める者について実施する。

2 前項に規定する特定健康診査等を受診する者に対し、別表に規定する検査

を追加健診項目として同時実施する。

- 3 前項に規定する追加健診項目のうち、前立腺がん検査は当該年度の末日において50歳以上の男性を対象とし、肝炎ウイルス検査は当該年度の末日において40歳に達する者で、それぞれ当該検査を希望するものについて実施する。

(特定健康診査等の実施機関)

第6条 第4条第1項の規定により委託する健診実施機関は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成20年厚生労働省告示第11号。以下「厚労省告示」という。)第1に掲げる基準を満たす者とする。

(受診券の交付)

第7条 市長は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める受診券を交付するものとする。

- (1) 第2条第1項に規定する者 特定健康診査受診券
- (2) 第3条第1号に規定する者 一般健康診査受診券(後期高齢者)
- (3) 第3条第2号に規定する者 一般健康診査受診券(生活保護世帯)
- (4) 第2条第1項に規定する者のうち、当該年度の末日において75歳の年齢に達する者 一般健康診査受診券(年度内75歳到達者)

(受診方法)

第8条 前条に規定する受診券の交付を受け、特定健康診査等を受けようとする者(以下「受診者」という。)は、健診実施機関へ事前に受診日を申し込み、受診日当日は、健診実施機関の窓口にて、国民健康保険被保険者証又は後期高齢者医療証若しくは生活保護受給者証(以下「被保険者証等」という。)及び当該受診券を提示しなければならない。

- 2 健診実施機関は、前項の規定に基づき受診者から被保険者証等を提示されたときは、資格の確認をするものとする。

(検査結果の記録)

第9条 健診実施機関は、次のとおり検査結果を記録しなければならない。

- (1) 第4条の規定により特定健康診査等を実施したとき。伊勢原市特定健康診査票(A)(以下「健診票」という。)
- (2) 第5条第3項に規定する追加健診項目を実施したとき。伊勢原市健康診査追加健診記録票(以下「追加健診記録票」という。)

(検査結果の報告等)

第10条 健診実施機関は、前条第1項の規定により記録した検査項目のうち、第5条第1項に規定する検査項目の結果を国の指定する電子的データファイル形式により、電子媒体で健診実施日の属する月の翌月の9日までに市長へ

提出するものとする。

- 2 市長は、法第23条の規定により、受診者に対し特定健康診査に関する結果のほか、当該受診者が自らの健康状態を把握し健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

(自己負担金の徴収)

第11条 特定健康診査等に係る受診者の自己負担金は、次のとおりとする。

- (1) 当該年度の末日までに40歳から64歳に達する者 1,500円
- (2) 当該年度の末日までに65歳以上の者 なし

- 2 第5条第3項に規定する検査項目の受診者の自己負担金は、次のとおりとする。

- (1) 前立腺がん検査 600円
- (2) 肝炎ウイルス検査 1,200円
- (3) 前2号の規定にかかわらず、当該年度末までに70歳以上の年齢に達する者については、自己負担金は徴収しない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、生活保護法の規定による公の扶助を受けている者については、自己負担金は徴収しない。

(自己負担金の免除)

第12条 市長は、前条第1項第1号並びに同条第2項第1号及び第2号の規定にかかわらず、申請の時点で把握できる最新の課税年度における市県民税が非課税の世帯に属する受診者については、自己負担金を免除することができる。

- 2 前項に規定する自己負担金の免除を受けようとする受診者は、伊勢原市特定健康診査自己負担金免除申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を当該受診者に伊勢原市特定健康診査自己負担金免除決定通知書(第2号様式。次条において「免除決定通知書」という。)により通知するものとする。

- 4 第1項に規定する自己負担金の免除を受けようとする受診者は、受診の際に健診実施機関に免除決定通知書を提出しなければならない。

(費用の請求)

第13条 健診実施機関は、特定健康診査等に要した費用を請求しようとするときは、検査実施日の属する月の翌月の9日までに次の各号に掲げる請求区分により当該各号に定める集計表又は請求書を市長に提出するものとする。

- (1) 第2条第1項及び第3条第1号に規定する者の健診票 特定健診の費用に係わる集計表
- (2) 第3条第2項及び第7条第4号に規定する者の健診票並びに第5条第3

項に規定する検査を受診した者の追加健診記録票 健診等委託料請求書

2 健診実施機関は、前項に規定する費用の請求をする場合において、前条第4項の規定により受診者から免除決定通知書の提出を受け、自己負担金の免除をした場合は、当該免除決定通知書を添付するものとする。

(費用の支払)

第14条 市長は、健診実施機関から前条に規定する請求があったときは、その内容を審査し、相当と認めた場合は、次のとおり請求額を支払うものとする。

(1) 第2条第1項及び第3条第1号に規定する者 神奈川県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）を通じて支払うものとする。

(2) 第3条第2号及び第7条第4号に規定する者並びに第5条第3項に規定する検査 本市において速やかに支払うものとする。

2 健診実施機関において、受診者が特定健康診査受診時に第2条及び第3条に規定する対象者の要件を欠いている場合に実施した健診費用の取扱いは、次に定めるとおりとする。

(1) 第8条第2項に基づく被保険者証等の確認を実施した場合 市長は、健診費用を支払うものとする。

(2) 第8条第2項に基づく被保険者証等の確認を実施しなかった場合 市長は、健診費用を支払わないものとする。

(特定保健指導の対象者)

第15条 特定保健指導の対象者は、第2条に規定する者で、かつ、省令第4条に該当するものとする。

(一般保健指導の対象者)

第16条 一般保健指導の対象者は、第3条第2号に規定する者で、かつ、省令第4条に該当するものとする。

(特定保健指導等の階層化)

第17条 前2条に規定する者（以下「特定保健指導等対象者」という。）を次に掲げる区分に階層化し、特定保健指導又は一般保健指導（以下「特定保健指導等」という。）を実施するものとする。

(1) 省令第7条第2項に規定する者 動機付け支援対象者

(2) 省令第8条第2項に規定する者 積極的支援対象者

(特定保健指導等の実施機関)

第18条 特定保健指導等は、市が委託契約を締結した厚労省告示第2に掲げる基準を満たした者が実施する。

(利用券の交付)

第19条 市長は、特定保健指導等対象者に対し、次の利用券を交付するもの

とする。

(1) 第15条に規定する者 特定保健指導利用券

(2) 第16条に規定する者 一般保健指導利用券

(特定保健指導等の利用方法)

第20条 前条に規定する利用券の交付を受けた特定保健指導等対象者は、第18条に規定する特定保健指導等の実施機関(以下「指導実施機関」という。)にあらかじめ利用日を申し込み、利用日当日は、指導実施機関の窓口にて、国民健康保険者証又は生活保護受給者証を提示し、当該利用券を提出しなければならない。

2 指導実施機関は、前項の規定に基づき特定保健指導等対象者から提示された国民健康保険者証又は生活保護受給者証に基づき資格の確認をするものとする。

3 特定保健指導等の実施期間は、初回指導からおおむね6箇月までとする。

(特定保健指導等の自己負担)

第21条 特定保健指導等に係る費用は、市の負担とする。ただし、当該保健指導等実施期間中に第2条及び第3条第2号に規定する対象者でなくなった者が自主的に特定保健指導等の継続を希望した場合にあっては、残りの指導項目に係る費用は、その者が全額自己負担するものとする。

(特定保健指導等の費用請求)

第22条 指導実施機関は、特定保健指導等に要した費用を請求するときは、特定保健指導等実施日の属する月の翌月9日までに、特定保健指導等請求書を提出するとともに法第25条に規定する特定保健指導に関する記録を国の定める電子的なデータファイル形式により、電子媒体で市長に提出するものとする。

(特定保健指導等の費用の支払)

第23条 市長は、指導実施機関から前条に規定する請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは速やかに支払うものとする。

(過誤調整等)

第24条 市長は、第14条第2項第2号に規定する場合を除き、国保連合会の検査項目の点検の結果、当該結果について問題がある場合には、国保連合会を通じて健診実施機関に請求書の返戻を行うものとする。

(記録の保存及び管理)

第25条 市長は、第5条第1項に規定する検査項目結果及び第22条に規定する特定保健指導等に関する記録の保存並びに管理を国保連合会に委託することとし、国保連合会は、当該検査項目結果及び当該保健指導の記録を5年間保存しなければならない。

(個人情報 の 取扱い)

第 26 条 市長は、特定健康診査等の検査結果について、当該検査結果に基づき行われる特定保健指導等並びに検査結果の分析及び統計以外に使用してはならない。

2 市長は、前条に規定する特定保健指導等の指導記録について、当該指導記録の分析及び統計以外に使用してはならない。

(その他)

第 27 条 この要綱に定めるもののほか、特定健康診査等及び特定保健指導等を実施することに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

(伊勢原市特定健康診査等実施要綱の廃止)

2 伊勢原市特定健康診査等実施要綱(平成 20 年伊勢原市告示第 108 号。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行前に旧要綱に基づき実施した特定健康診査等及び特定保健指導等については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 7 月 6 日告示第 118 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に改正前の伊勢原市特定健康診査実施要綱の規定に基づき実施した特定健康診査等及び特定保健指導等については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

追加健診項目

代謝系	随時血糖
血液検査	血清クレアチニン
尿・腎機能	尿酸 尿潜血
その他	胸部X線

希望者のみ実施

前立腺がん検査
肝炎ウイルス検査

第1号様式（第12条関係）

年度伊勢原市特定健康診査自己負担金免除申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

次のとおり、特定健康診査の自己負担金の免除を受けたいので申請します。
免除決定のため必要のあるときは、私の世帯に係る市県民税の課税状況を調査することに同意します。

ふりがな		男	年 月 日生
申請者氏名	印	女	(歳)
住 所	伊勢原市 電話 ()		
申請理由	1 市県民税非課税世帯であるため 2 その他		
免除検査項目	1 特定健康診査 2 肝炎ウイルス検査 3 前立腺がん検診		

※ 次の欄は、記入しないで下さい。

決	課 長	チームリーダー	チームメンバー	担 当
裁				

年度伊勢原市特定健康診査自己負担金免除決定通知書

年 月 日

様

伊勢原市長

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市特定健康診査自己負担金免除申請については、次のとおり決定しましたので通知します。

ふりがな		男	明治・大正・昭和
申請者氏名		女	年 月 日生 (歳)
住 所	伊勢原市		
決定事項	免除します。	免除できません。	
決定事由	市県民税非課税世帯のため		
健（検）査項目	1 特定健康診査 2 肝炎ウイルス検査 3 前立腺がん検診		
※実施年月日 年 月 日	※医療機関名	※医療機関確認印 ㊟	

※欄は医療機関で記入

備考

- この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分については、上記1の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、伊勢原市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 上記2の処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができません。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求があった日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。